監査告示　第　６号

令和８年３月２４日

鹿児島市監査委員　宮 之 原　　賢

同　　小　　迫　　義　　仁

同　　中　　元　　かつあき

同　　合　　原　　ち ひ ろ

令和７年度定期監査（学校監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第９項の規定により公表します。

記

１　監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

２　監査の種類

地方自治法第１９９条第１項及び第２項の規定に基づく財務監査及び行政監査

３　監査の対象

(1) 対象校

小学校　　鴨池小学校　伊敷小学校　花野小学校　玉江小学校　東桜島小学校　黒神小学校　東昌小学校　和田小学校　錦江台小学校　福平小学校　錫山小学校　星峯西小学校　星峯東小学校　宮川小学校　喜入小学校　一倉小学校

中学校　　鴨池中学校　伊敷中学校　東桜島中学校　和田中学校　福平中学校　錫山中学校

高等学校　鹿児島商業高等学校

(2) 対象範囲

原則として令和７年４月１日から同年１１月３０日までに執行された事務事業

4　監査の着眼点

財務に関する事務等の執行について、合規性の検証、経済性、効率性及び有効性等の観点から、また、組織及び運営に関し、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点も加味し、次の項目について監査を実施した。

(1) 収入事務

収入金の払込、納入済通知書の保管等の収入事務の状況

(2) 支出事務

予算執行、見積、支出負担行為、履行確認、支出命令書の処理等の支出事務の状況

(3) 物品会計事務

備品台帳、重要物品管理簿、物品出納簿等の整備、備品、物品の保管・管理等の状況

(4) 財産管理事務

校庭、校舎及び工作物等の管理、財産台帳の整備及び目的外使用許可等の状況

(5) 学校防災

消防用設備等の設置、避難路の確保、防災訓練の実施及び防災に関する手続等の状況

(6) 市職員の勤務処理等

市職員の勤務、休暇及び服務等並びに会計年度任用職員の雇用等の処理状況

(7) その他

現金等の適正な管理など

5　監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行について、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査及び学校施設等の実地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6　監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び監査対象校

(2) 実施日程

令和８年１月１３日から同年３月２４日まで

7　監査の結果

各監査項目ともにおおむね適正に事務処理等がなされていると認めたが、一部に改善を要する事項があった。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として関係学校長に直接又は教育委員会事務局及び関係所属長を通じて別途指示した。

各項目の監査結果は、次のとおりであった。

(1) 収入事務

［指摘事項］

・　鹿児島市立学校施設照明設備使用料条例第３条第２項によると、使用料は現金で前納しなければならないとなっているが、学校体育施設の開放に伴う使用料で前納されていないものがあった。（伊敷小、玉江小、東昌小、錫山小・錫山中、伊敷中、和田中）

・　鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則第８条第１項によると、同規則第７条の規定に基づき登録を受けた団体が施設を利用する場合、利用しようとする月の前月の２５日までに所定の施設利用許可申請書を運営協議会に提出するものとなっているが、申請書が提出されないまま施設を利用させていた団体があった。（錦江台小、星峯東小）

(2) 支出事務

指摘事項なし

(3) 物品会計事務

［指摘事項］

・　薬品等台帳に複数年にわたり記載がない薬品があり、記載された残量と薬品の現有量が一致しない。（一倉小）

(4) 財産管理事務

指摘事項なし

(5) 学校防災

［指摘事項］

・　鹿児島市立学校管理規則第２５条第１項によると、消防法第８条に規定する学校の防火管理者は校長となっているが、防火管理者に教頭が選任されている。（星峯西小、錦江台小）

(6) 市職員の勤務処理等

［指摘事項］

・　鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第４条第１項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ情報処理システムにより自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長等の承認を受けなければならない。ただし、情報処理システムにより難い場合は、私有車使用伺簿によるものとするとなっているが、使用承認を受けずに私有車を公務使用しているものがあった。（鴨池中）

・　鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第５条第１項によると、所属長等は、職員から私有車の公務使用の申請があった場合は、要件を満たしている場合に限り、私有車の公務使用を承認するものとするとされており、同項第３号エに

よると、勤務公署と外勤地の往復に私有車を使用できるのは障害者である職員で、その障害の特性を理由に公用車の運転が困難であると市長が認めた者のする移動とされているが、要件を満たさない職員が私有車を使用していたものがあった。（錫山小・錫山中）

・　鹿児島市庁用自動車運転者酒気帯び確認実施要綱第４条第１項によると、所属長等は、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うとされているが、アルコール検知器による確認が行われていなかったものがあった。（鴨池小）

・　鹿児島市庁用自動車運転者酒気帯び確認実施要綱第４条第２項によると、酒気帯び確認は、運転の直前、運転を含む業務の開始前又は出勤時及び運転の直後、運転を含む業務の終了後又は退勤時に行うとなっているが、酒気帯び確認が行われていなかったものがあった。（伊敷小、和田中、鴨池小）

(7) その他

指摘事項なし

［参考］

監査の結果における指摘事項等の区分は、次のとおり

区　　分	基　　準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
業務意見	改善について検討を求めるもの